

「臨時宿泊登記書」に関する注意喚起

中華人民共和国出境入境管理法第39条第2項の規定により、「外国人がホテル等の宿泊施設以外のその他の住所に居住或いは宿泊する場合、投宿・入居開始から24時間以内に本人或いは宿主がその地域を管轄する公安機関にて、登記手続きをしなければならない。」とされています。また、同法76条第1項第6号において、「同法第39条第2項に規定された登記手続きを行わなかった場合は、警告を与え、2千元以下の罰金を科すことができる。」と規定されています。

新規入国時や転居時等のみならず、国内外を問わず出張や旅行等で現在の居住地以外の場所に宿泊し、その後お戻りになられた際も、原則としてその都度最寄りの公安局派出所にて「臨時宿泊登記」を行ってください。

登記方法、必要書類は地域によって異なりますので、詳細は最寄りの公安局派出所にお問い合わせください。なお、上海市では、電子申請が可能です（上海市出入境管理局 <https://gaj.sh.gov.cn/crj/24hr/web>）。

在上海日本国総領事館別館領事部門